

電気需給約款（高圧）

2026 年 4 月 1 日 実施

廿日市さくら電力株式会社

目 次

第 1 条	適用	1
第 2 条	本約款の変更等	1
第 3 条	用語の定義	2
第 4 条	単位および端数処理	4
第 5 条	計量に関する取扱い	4
第 6 条	実施細目	4
第 7 条	電力需給契約の申込み	4
第 8 条	契約電力	5
第 9 条	電力需給契約の成立および契約期間	6
第 10 条	需要場所・需要地点	6
第 11 条	電力需給契約の単位	6
第 12 条	供給の開始	7
第 13 条	供給の単位、供給電圧、供給電気方式、周波数	7
第 14 条	承諾の限界	7
第 15 条	電力需給契約書の作成	7
第 16 条	料金	7
第 17 条	契約超過金	8
第 18 条	予備電力	8
第 19 条	料金の適用開始の時期	8
第 20 条	電気料金の算定および支払条件	9
第 21 条	保証金	11
第 22 条	適正契約の保持	12
第 23 条	お客さまの協力	12
第 24 条	供給の停止	15
第 25 条	違約金	16
第 26 条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	16
第 27 条	契約電力の変更・契約の解約	16
第 28 条	名義の変更	17
第 29 条	料金の精算	18
第 30 条	工事費等の負担	18
第 31 条	損害賠償	18
第 32 条	不可抗力	19
第 33 条	契約解除	19
第 34 条	管轄裁判所	20
第 35 条	連絡体制	20

第 36 条 守秘義務 20

第 37 条 契約終了後の取扱い 20

第 38 条 暴力団排除に関する条項 20

附則

1. 本約款の実施期日 21

別表

第 1 条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金） 22

第 2 条 市場価格調整額の算定 22

第 3 条 適用期間 24

第1条 適用

この電気需給約款（高圧）（以下「本約款」といいます。）は、廿日市さくら電力株式会社（以下「当社」といいます。）と電力の需給契約（以下「電力需給契約」といい、本約款、電力需給契約を併せて「本契約」といいます。）を締結されたお客さま（電力需給契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。）において、中国電力ネットワーク株式会社（以下「本一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内（供給区域は廿日市市内に限定し、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。）の需要場所に対して、当社が本一般送配電事業者と締結した接続供給契約（以下「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、本約款の規定と電力需給契約の規定に齟齬がある場合は、電力需給契約を優先いたします。また、本契約に定めのない事項については、関連法令および本一般送配電事業者が定める託送供給約款その他の接続供給の条件等を記載した書面（以下「託送約款等」といいます。）に従うものとし、お客さまは、託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものといたします。

第2条 本約款の変更等

- （1）お客さまの一般の利益に適合する場合や、託送約款等が改定された場合、関連法令が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生日を、当社のホームページに掲載する方法等により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付いたします。
- （2）消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。）の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- （3）本契約の変更に伴い、（4）に規定する場合を除き、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号

を記載いたします。

- (4) 本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電力需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

- (1) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

- (2) 契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

- (3) 臨時電力

需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。

- (4) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、昼間、夜間

下記表に定める期間および時間をいいます。

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日※1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク時間 ／昼間／夜間	ピーク時間	日曜日、祝日※を除いた夏季の13時～16時
	昼間	ピーク時間を除く毎日8時～22時（ただし、日曜日、祝日※に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間を除きます。）
	夜間	ピーク時間と昼間以外

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に定められた国民の祝日および休日をいいます。

- (5) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(6) 需要場所

本契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

- ① 1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、構内とは、柵(植木を含む。)、塀、溝、その他の客観的な遮蔽物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。
- ② ①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、本一般送配電事業者が 1 需要場所と認める場合、1 需要場所とします。

(7) 需要地点

電気の需給が行われる地点をいい、本一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(8) 力率

その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%といたします。

(9) 最大需要電力

お客さまの使用された需要電力の最大値であり、本一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値をいいます。

(10) 給電指令

お客さまの電気の使用について、本一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(12) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために、当社が本一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(13) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が本一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

(14) 接続供給電力

接続供給契約に基づき、当社が本一般送配電事業者から供給を受ける電力をいいます。

(15) 接続供給契約電力

接続供給契約上、当社が本一般送配電事業者との関係で、接続供給契約において定め

られる接続供給に係る契約種別に応じて使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(16) 検針日

検針日は、託送約款等に定める検針日といたします。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力または最大需要電力が0.5キロワット未満となる場合には、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3) 力率の単位は1パーセント（%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 計量に関する取扱い

(1) 計量方法、計量主体

お客さまが使用する電力量（以下「使用電力量」といいます。）、最大需要電力および力率は、本一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は30分ごとに計測いたします。

なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値を用います。ただし、電力需給契約により損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用います。

(2) 計量不能の措置

本一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議により決定した値とします。

第6条 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社の協議によって定めます。なお、お客さまは、本一般送配電事業者が託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、本一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。

第7条 電力需給契約の申込み

お客さまが新たに電力需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款

等を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、本一般送配電事業者または当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第8条 契約電力

契約電力は、次によって定めます。ただし、当社との間で個別に締結した契約において、本約款と異なる定めがある場合は、当該契約の定めを優先するものといたします。

(1) 高压で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高压で供給する場合の契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として決定させていただきます。

(2) 高压で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合、各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

① 新たに電気の供給を受ける場合または低压で本一般電気事業者より電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社から高压で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

なお、当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

② 受電設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む 1 月の次の月以降 12 月の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。

ただし、契約電力を変更した月以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

③ 需要場所において使用する負荷設備または受電設備を変更される場合は、あらかじめお客さまが当社に申し出るものとします。

なお、(1) によって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「協議制のお

客さま」、(2)によって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「実量制のお客さま」といいます。

- ④ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、使用電力量は、本一般送配電事業者の定める託送約款等により、使用者と供給者との協議によって定めるものといたします。

第9条 電力需給契約の成立および契約期間

電力需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。契約期間は次によります。ただし、当社との間で個別に締結した契約において、本約款と異なる定めがある場合は、当該契約の定めを優先するものといたします。

- (1) 契約期間は、電力需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。なお、「年度」とは毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を意味します。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、電力需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合、電力需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は新たな契約期間を、電力需給契約の継続後は新たな契約期間、電力需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、書面の交付、電気的方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

第10条 需要場所・需要地点

需要場所および需要地点については、電力需給契約の申込み時に当社所定の様式に記載いただくものといたします。

第11条 電力需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について、1契約種別を適用して、1電力需給契約を締結いたします。

- (1) 1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別をあわせて契約する場合。
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1電力需給契約を締結する場合。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、本一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認める場合。

第12条 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまとの電力需給契約が成立したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、必要な手続きを経た後、当該需給開始日より電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、本一般送配電事業者に起因する事由等の事情によるやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第13条 供給の単位、供給電圧、供給電気方式、周波数

特別な事情がない限り、当社は原則として1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式および周波数については、電力需給契約の申込み時に当社所定の様式に記載いただくものといたします。

第14条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、本一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電力需給契約の料金が支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他の事情によってやむを得ない場合には、電力需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第15条 電力需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電力需給に関する必要な事項について、電力需給契約書を作成いたします。

第16条 料金

1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電力需給契約に定めるものとします。

ただし、当社との間で個別に締結した契約において、本約款と異なる定めがある場合は、当該契約の定めを優先するものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用さ

れた場合を除きます。)、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

(2) 電力量料金

電力量料金は、その月の時間帯ごとの使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価および別表第2条(市場価格調整額)によって算定された市場価格調整額から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{市場価格調整額}$$

第17条 契約超過金

高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上のお客さまは、契約電力をこえて電気を使用された場合、当社の責めとなる理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額を、その1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。

なお、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

第18条 予備電力

供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける場合の契約電力および料金は、次によって定めます。

(1) 契約電力

契約電力は、通常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、原則として通常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが通常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、通常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(2) 料金

第16条(料金)によって定めます。ただし、力率割引および割増しはいたしません。また、供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として通常時供給分によって使用した電気とみなします。

第19条 料金の適用開始の時期

料金は、原則として、お客さまが当社指定の様式の申込書に記入された電気の需給開始日もしくはお客さまが利用を開始した日のいずれか早い日またはお客さまと当社で別に定める期日より適用いたします。ただし、あらかじめ当社指定の様式の申込書を提出されたお客

さまについては、電気の供給の開始前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって電気の供給が開始されない場合を除き、原則として申込書に記入された電気の需給開始日から適用いたします。

第 20 条 電気料金の算定および支払条件

(1) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電力需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。当社は（２）に従った算定期間に係る使用電力量に基づき、電気料金を算定いたします。

(2) 使用電力量等の算定

① 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点にかかわる 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電力需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、電力量料金を季節区分および時間帯区分ごとに算定する場合の料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電力需給契約が消滅する場合で、特別な事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

② 当社は、本一般送配電事業者等から受領した検針の結果をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料金の算定

① 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、もしくは電力需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、本一般送配電事業者等が接続供給を再開し、もしくは停止した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する本一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき

② 料金は、電力需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

(4) 日割計算

当社は、上記(3)①イ、ロまたはハに定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定いたします。

① 基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{該当月の日数})$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および本契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、本契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。

② 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

(5) 支払方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、当社の指定した金融機関等を通じて以下に従い、口座振替または払い込みの方法でお支払いいただきます。なお、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

① お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

② お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(6) 電子請求書の送付

当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳を電磁的方法により、翌月の15日までにお客さまに通知いたします。

(7) 支払期日

お客さまの電気料金の支払期日（以下「支払期日」といいます。）は、支払義務発生日の翌日から起算して60日目といたします。また、当社に対する支払いは、口座振替の方法による場合、電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときとし、払い込みの方法による場合、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

ただし、お客さまの都合によりお客さまの口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、支払期日から15日以内に当社の指定した金融機関を通じて払込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

(8) 支払い遅延の際の措置

お客さまから当社へ支払われるべき料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

ただし、下記(10)に定める異議申立てが生じた場合は、上記(7)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を遅延利息の起算日といたします。

(9) 支払過誤の場合の措置

当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌日の請求においてこれを精算させていただきます。

(10) 異議申立ての期間と対処方法

当社がお客さまに提示する請求書の内容に関する意義がある場合には、お客さまは当該請求書を受領してから10日以内に当社に対して異議申立てをすることができます。当該異議申立てを受けた当社は、10日以内に回答を行い、または両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うことといたします。なお、異議申立てによる協議が行われる場合は、上記(7)に定める支払期日までの支払が可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

(11) 通知先の変更

お客さまは、当社からお客さま宛ての連絡を行う際の連絡先(電子請求書を送付する場合における、メールアドレス等を含む。)に変更があった場合は、すみやかに当社に通知するものとし、当該通知を当社が受領するまでの間に当社が従前の連絡先に対して送付した請求書その他の連絡は、お客さまに届いたものとみなされます。

第21条 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気の供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3カ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

① お客さまが料金を2カ月続けて支払期日までに支払われない場合

② 新たに電力需給契約の申込みを行い、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき

イ 他の電力需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を相当の期日が過ぎてもなお支払われない場合

ロ 支払期日を過ぎてもなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

(4) 当社は、電力需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してもなお支払いいただけなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当いたします。

また、あらためて(2)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

第 22 条 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電力需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

第 23 条 お客さまの協力

(1) 力率の保持

- ① 需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- ② 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあり、お客さまはこれに応じるものとします。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と本一般送配電事業者の協議によって定めます。

(2) 立ち入り業務への協力

本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と当社が認める場合、および本一般送配電事業者から以下の業務を実施するため託送約款等に従い立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社および本一般送配電事業者は、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および本一般送配電事業者の需要場所への立ち入りおよび業務の実施につき承諾していただきます。

- ① 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付および取外しを含みます）、改修または検査
- ② 本一般送配電事業者が定める保安等に対する発電者および需要者の協力の規定によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- ③ 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- ④ 計量器の検針または計量値の確認
- ⑤ 本一般送配電事業者が定める託送供給等の停止、契約の廃止または解約等の規定により必要な処置
- ⑥ その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約および発電量調整供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または本一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ⑤ その他①、②、③または④に準ずる場合

(4) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施にともない本一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

(5) 施設場所の提供

お客さま、または当社が、本一般送配電事業者から、託送供給約款等に従い電気の供給に伴う設備（引込線、接続装置等の供給設備、計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等）、通信設備等、電流制限器その他の設備、装置）の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。

(6) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、本一般送配電事業者が無償で使用するものとします。

- ① お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）
- ② お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ③ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備
 - イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するた

めのものをいいます。) およびハンドホール

- ④ お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- ⑤ 本一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために、お客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

(7) 調査および調査に対するお客さまの協力等

- ① お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、本一般送配電事業者、または本一般送配電事業者が当該業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、本一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配線図を提示していただくことがあります。
- ② お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および本一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。

(8) 保安等に対するお客さまの協力

- ① お客さまは以下の場合に、当社と本一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の本一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ② お客さまが本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社と本一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社と本一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるとして本一般送配電事業者からその内容の変更を求められた場合には、お客さまはかかる変更を行うものとします。
- ③ お客さまは、本一般電気事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、本一般送配電事業者とで協議するものとします。

(9) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

第 24 条 供給の停止

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、本一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
- ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ② お客さまが需要場所内の本一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して本一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ③ 本一般送配電事業者以外のものが需要場所における本一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが以下のいずれかに該当し、本一般送配電事業者からの警告を受けた当社がお客さまに対しその旨を警告しても改めない場合には、本一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ 第 23 条（お客さまの協力）（3）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - ④ 第 23 条（お客さまの協力）（3）によって必要となる措置を講じない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当するとして、当社が本一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められた場合で、当社がお客さまに対し、託送約款等に基づく本一般送配電事業者からの求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じない場合は、本一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- ① お客さまが契約電力を超えて電気を使用されることにより、当社が接続供給契約電力を超えて接続供給を利用する場合
 - ② お客さまが継続して契約電力を下回る電力の使用をされることにより、接続供給電力が接続供給契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）
- (4) 上記（1）から（3）までの場合以外でも、お客さまが託送約款等に反した場合には、本一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- (5) 上記（1）から（4）によって電気の供給の停止が行われる場合には、当社または本一般送配電事業者は、本一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (6) 上記（1）から（4）によって電気の供給の停止が行われた場合で、お客さまがその

理由となった事実を解消したときは、本一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

- (7) 上記(1)から(4)によって電気の供給を停止した場合、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を第20条(電気料金の算定および支払条件(2))により日割計算をして、料金を算定いたします。

第25条 違約金

- (1) お客さまが第24条(供給の停止)(2)②に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で本一般送配電事業者が決定した期間といたします。

第26条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 以下のいずれかに該当する場合には、本一般送配電事業者により、お客さまに給電指令が行われ、お客さまによる電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、本一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまによる電気の使用が制限され、または中止されることがあります。
- ① 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - ② 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ③ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電、地熱発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
 - ④ 非常変災の場合
 - ⑤ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) 上記(1)の場合には、当社または本一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

第27条 契約電力の変更・契約の解約

- (1) 契約電力の変更
- ① 本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には

原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。また、お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

- ② お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の 3 ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。
- ③ 契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- ④ 実量制のお客さまにおける、上記①、②の契約電力増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。

(2) 契約の解約

- ① 第 32 条（不可抗力）に定める場合を除き、本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には、原則として契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

- ② 次のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても、お客さままたは当社は本契約を解約することができます。

イ 当社が適正契約への改善を求めたにもかかわらず、お客さまが適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけない場合

ロ お客さまが本契約の解約を希望する場合

- ③ お客さま、または当社が本契約の解約を希望する場合には、希望日の 3 ヶ月前までに相手方にその旨を通知し、相手方の書面での了承を得ていただきます。お客さま、または当社の通知を相手方が認めた場合、お客さま、または当社は申し出た該当月の 3 ヶ月後の末日を解約日として本契約を解約いたします。ただし、双方が合意すれば、該当月から 3 ヶ月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。
- ④ 当社は、原則として、上記③により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- ⑤ 実量制のお客さまにおける、上記①、②、③の契約電力増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。

第 28 条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでの電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

第 29 条 料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加した後に、本契約が終了する場合またはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が本一般送配電事業者から接続供給契約に基づき料金の精算を求められる場合には、お客さまにその料金を負担していただきます。

第 30 条 工事費等の負担

(1) 供給開始に伴う工事費等負担

本契約に基づく供給開始にあたって、当社が本一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(2) 契約変更に伴う工事費等負担

お客さまの契約電力の変更により、当社が本一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客さまが本一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を本一般送配電事業者に依頼し、当社が本一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約変更を解約または更に変更する場合の工事費等負担

お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が本一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他

その他お客さまの都合に基づく事情により、当社が本一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

第 31 条 損害賠償

(1) 損害賠償

- ① 当社の故意または過失によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社は当該損害が生じた時の直前一年間の電気料金を上限としてその賠償責任を負います。ただし、逸失利益は含まれないものとします。
- ② お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。
- ③ お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さ

まに対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けることがあります。免れた金額とは、電力需給契約および本約款に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(2) 損害賠償の免責

- ① 第24条（供給の停止）によって電気の供給の停止が行われた場合、または第27条（契約電力の変更・契約の解約）もしくは第33条（契約解除）によって本契約が解約された場合もしくは本契約が消滅した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ② 第26条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ③ 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ④ 当社は、お客さまの受けた損害について当社が賠償の責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、お客さまの逸失利益を除く通常かつ現実の相当因果関係が認められる限度の損害に限るものといたします。

第32条 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- ① 地震等の天災地変が起きた場合
- ② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

- ① 上記（1）で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。
- ② 解約に伴う損害はお客さま、当社ともに賠償責任を負わないこととします。

第33条 契約解除

お客さまおよび当社は、相手方が以下の場合、または以下の状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができます。

- ① 電力需給契約または本約款の不履行の場合
- ② 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
- ③ 支払停止の状態に陥った場合
- ④ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

- ⑤ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合

第 34 条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、広島地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所といたします。

第 35 条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第 36 条 守秘義務

本契約および本契約に付随して締結された別表または覚書の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めたこれらの情報を、本契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して本一般送配電事業者が情報を開示する場合、委託先（再委託先を含む。）に合理的に必要な限度で情報を開示する場合、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。また、お客さまが本契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

第 37 条 契約終了後の取扱い

本約款は、電力需給契約の終了をもって解約となります。ただし、本契約に基づく料金支払義務その他の債権債務および第 36 条（守秘義務）に関連する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第 38 条 暴力団排除に関する条項

- （１）お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- （２）お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ② 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える

目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

③ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

④ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他、上記に準ずる行為

(4) お客さまおよび当社は、相手方が上記(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、本契約を解除することができるものとします。

(5) お客さまおよび当社は、上記(4)に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

(6) お客さまおよび当社は、相手方が(1)(2)または(3)の規定に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し、当該損害について損害賠償を請求できるものといたします。また、(4)の規定の解除により、被解除者が損害を被ったとしても解除者はこれによる一切の義務および責任を負わないものといたします。

附 則

1. 本約款の実施期日

本約款は2026年4月1日から実施いたします。

別 表

第1条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から、翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から、翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第2条 市場価格調整額の算定

市場価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所から公表される、翌日取引および時間前取

引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアに適用される値といたします。

ただし、当社との間で個別に締結した契約において、本約款と異なる定めがある場合は、当該契約の定めを優先するものといたします。

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、当社は、年度ごとに x および y を変更する場合があります。その場合、変更後の x および y を当社からお知らせいたします。

また、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時までに対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 基準市場価格

基準市場価格は 9 円 45 銭といたします。

なお、当社は、年度ごとに基準市場価格を変更する場合があります。その場合、変更後の基準市場価格を当社からお知らせいたします。

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

① 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{基準市場価格} - \text{平均市場価格}) \times (4) \text{の調整係数}$$

② 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times (4) \text{の調整係数}$$

(4) 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

高压で供給を受ける場合 0.265

なお、当社は、年度ごとに調整係数を変更する場合があります。その場合、変更後の調整係数を当社からお知らせいたします。

(5) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、別表第3条のとおりといたします。

(6) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、(3)①の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、(3)②の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

第3条 適用期間

平均市場価格の算定期間に対応する市場価格調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等

毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等